

【別添様式2：不適合事象完了報告書】

JFEエンジニアリング株式会社

統括所長

作成日 令和 5年 9月 5日

不適合事象の種類	委託事業者従業員(以下、作業員と略す)の負傷事故(区分2)
不適合事象発生場所	ごみ処理施設(焼却施設棟バケット置場(別紙2参照))
不適合事象発生日時	令和 5年 6月 2日 午後 5時 30分頃
1) 不適合事象発生概要	ごみクレーン清掃中に作業員がバケットから脚立を使用し降りる際、バランスを崩し脚立から転落した。その際に両手首を床面で打ち付け両手首を骨折した。(別紙3参照)
2) 不適合事象の原因	脚立の取り扱いの不注意と不安全行動
3) 被害状況	①設備・装置の被害状況：無 ②人的被害状況：有 ③二次被害状況：無 ④周辺環境への影響：無
4) 不適合事象発生時の対応等	作業員より班長へ「脚立より転落した」と無線にて連絡 班長より所長へ●●氏が転落した旨を口頭にて報告 統括班長運転にて事業所を出発し、病院にて診察を受ける
5) 施設稼働停止の状況及び復旧日時	施設稼働停止時間：無 復旧時間：令和 5年 6月 2日 午後 9時 30分 頃
6) 不適合事象の調査及び防止対策等の状況	① 不適合事象対策本部の設置：無 ② 周辺環境調査の実施：無 ③ 不適合事象調査委員会の開催：無 ④ 復旧作業・不適合事象防止対策・改善策等 別紙1-2参照
7) その他	別紙1-1～1-2参照

統括所長：JFEエンジニアリング(株) (施設運転管理及び維持管理部門の全体統括)

所長：JFE環境サービス(株) (施設運転管理部門の統括)

統括班長：JFE環境サービス(株) (運転管理部門焼却施設管理班全体の班長)

班長：JFE環境サービス(株) (運転管理部門焼却施設管理班個別の班長)

作業員：JFE環境サービス(株)への派遣社員 (運転管理部門焼却施設管理班の作業員)

【別紙1-1:経過報告等】

JFEエンジニアリング株式会社
統括所長

作成日 令和 5年 9月 5日

経過

- 6月2日 ごみクレーン清掃中に作業員がバケットから脚立を使用し降りる際、バランスを崩し脚立から転落した。その際に両手首を床面で強打する
総括班長運転で、病院へ向かう
診察結果は両手首骨折との診断、ギブスで固定
国崎クリーンセンターに戻り、その後帰宅
- 6月5日 再診察等の結果、手術が必要となる
- 6月8日 労働安全基準監督署へ、労働安全衛生規則第97条に基づく「労働者死傷病報告書」の届け出を行う
- 6月11日 入院
- 6月12日 両手首手術
- 6月17日 退院
その後、リハビリ及び通院
- 7月11日 診察の結果、7/12から出社可能(就業制限あり)と診断
(診断書発行に約1週間必要)
- 7月12日 緊急安全パトロールの実施及び安全対策の協議
(本社事業部長他、各運営事業所長等、22名)
- 7月19日 産業医と面談により次の通り診断される。
・両手首の可動域に制限有り。
・本人曰く車の運転は可能とのことだが、緊急回避行動がとれないため、通勤災害の可能性が高く、就労禁止。
- 7月24日 産業医と面談(2回目)により次の通り診断される。
・両手首の可動域に制限有り。本人曰く車の運転は可能とのことだが、緊急回避行動がとれないため通勤災害の可能性が高く、就労禁止。
- 8月21日 産業医と面談(3回目)により次の通り診断される。
・暑熱順化できていないため暑熱環境では10分ごとの休憩、重量物制限。
・慣れ次第、交代勤務へ。
- 8月22日 作業員が復職
・安全再教育とクレーン点検改善箇所の説明を行った。(作業手順書の改訂版を確認)
・脚立使用許可制導入を指導した。

作成日 令和 5年 9月 5日

経過

- 8月30日 伊丹労働基準監督署の労働災害内容と安全対策確認
- ・産業安全専門官が来所。次の10点を確認
 - ①労働者の構成、人数 ②安全衛生管理体制
 - ③災害発生状況及び再発防止対策状況 ④資格が必要な業務の適正
 - ⑤健康診断結果(定期健診、ストレスチェック) ⑥安全衛生委員会の実施状況
 - ⑦リスクアセスメント結果、作業環境測定結果、SDS確認 ⑧防止対応策
 - ⑨超過労働時間 ⑩クレーン、重機の自主検査記録
- ・次の3点の指摘あり
- ①災害発生状況及び再発防止対策状況
派遣労働者の休業災害については、安衛則第97条に基づき派遣先、派遣元ともにそれぞれの管轄労働基準監督署へ報告する。
派遣先は同報告の写しを派遣元へ通知する。(派遣法施行規則第42条)
 - ②安全衛生委員会の実施状況
委員は労使同数となるよう労働者の過半数代表からの推薦を受ける必要がある。同規定を策定する。
 - ③リスクアセスメント結果、作業環境測定結果、SDS確認
化学物質管理者および保護具着用管理責任者の選任を順次取り組む。
2024年4月1日まで

防止対策等の状況

物的対策

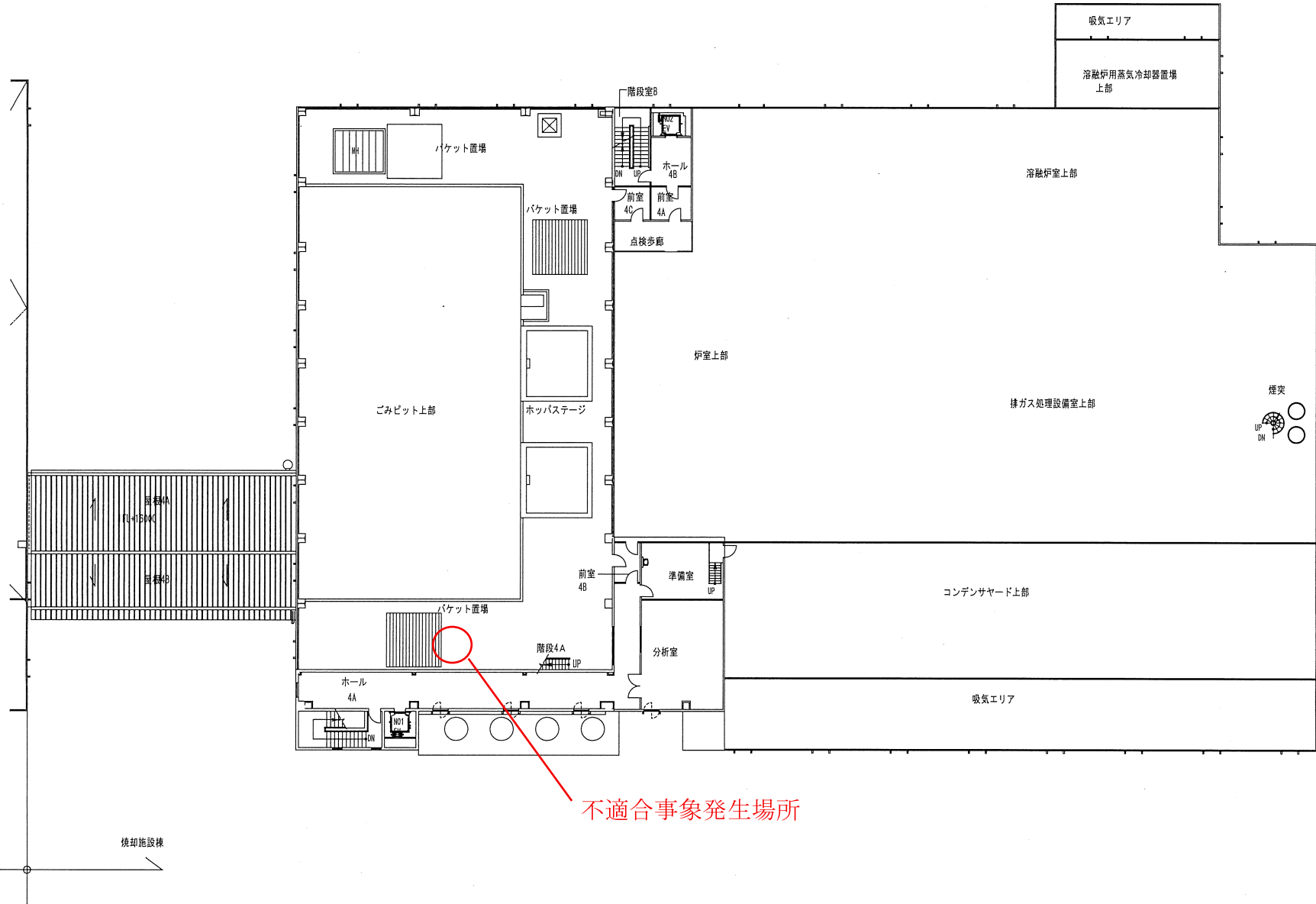
- ・脚立の使用を禁止し、踏み台を設置する(別紙4参照)

人的対策

- ・人員配置の見直しを実施(原則2人以上で作業)
- ・ショルダー工具入れを使用し、両手をフリーにする

管理監督上の対策

- ・手摺付き作業踏み台を使用する作業手順書を改定
- ・所員に安全対策の徹底と再発防止に向けた安全教育を実施
- ・JFEエンジニアリング株式会社から業務を請け負うJFE環境サービス株式会社のセンター長・エリアマネージャーによる作業手順の確認・見直し
- ・緊急安全パトロールの実施及び安全対策の協議
(本社事業部長他、各運営事業所長等、22名)



(焼却施設棟) 4階 平面図

脚立転落想定写真



バケットグリスアップ終了後



グリスガンを持ったまま脚立に移動



グリスガンを持ったまま脚立に移動



片足を一段降ろした



両足で脚立を跨いだ



片足を移動し降りる体制になった



4段目でバランスを崩した



転落し両手首を床面に打ち付けた

脚立仕様

・高さ 1700mm

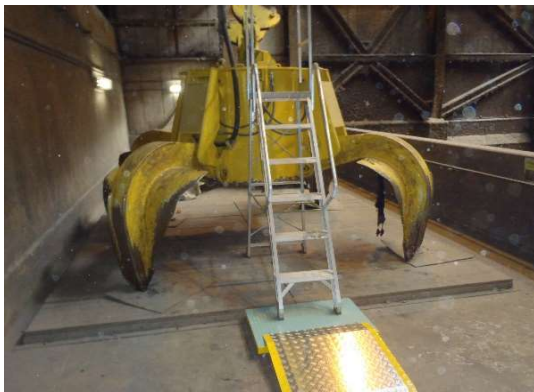
・5段(天板含めると6段)

・4段目の高さ1100mm

手摺付き踏み台の設置

令和5年 6月3日

ごみクレーンバケット点検で天板への昇降時に使用する手摺付き踏み台を設置致しました。



アルミスロープの両縁には注意喚起の塗装を施し、スロープとステップの重ね合わせの部分には滑り止めのラバーシートを接着しております。